## 7 輸 国 第 2711号

## 関税割当公表第80号の3

令和7年度の豆類の関税割当て(第2次公表)について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号) 第6条の規定に基づき、乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの(以下「豆類」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年10月28日

農林水產省

記

## 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

豆類(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1第0713.10号、第0713.32号、第0713.33号、第0713.34号、第0713.35号、第0713.39号、第0713.50号、第0713.60号及び第0713.90号に規定するもの)

- 2 割当数量 (括弧内:令和7年度の豆類の関税割当てについて(令和7年4月1日付け6輸国第4679号関税割当公表第80号の2)に基づく割当ての残量)
  - (1) 一般枠

ア 小豆 11,800.000トン (うち 0.000トン)

イ えんどう及びそら豆 51,108.500トン (うち959.500トン)

ウ いんげん豆及びその他の豆(小豆、えんどう及びそら豆を除く。) 9,331.000トン(うち931.000トン)

(2) 新規需要枠

小豆

1,075.735 トン (うち 0.735 トン)

- 3 通関期限 令和8年3月31日
- 第2 関税割当申請者の資格

令和7年度の豆類の関税割当てについて(令和7年3月11日付け6輸国第4156号関税割当公表第80号)(以下「手続公表」という。)第2の1又は2の資格による割当てを受けており、令和8年3月31日までに当該割当数量の全量を通関することが確実である者

- 第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間
  - 1 提出期間(書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。)

令和7年10月28日(火)から同年11月6日(木)まで(必着)

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時 から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

## 第4 その他

関税割当申請書の添付書類その他手続に関し必要な事項及び割当ての基準 に関する事項については、手続公表によるものとする。